

料金受取人払承認請求書

平成30年10月7日

郵便局長殿

請求者 住所又は居所
住所・居所を記載
氏名
個人事業主は責任者
法人は代表者者

料金受取人払の承認を受けたいので、見本を添えて、請求します。

- 1 封筒、郵便葉書又は用紙の枚数 1000枚（原則として100枚以上～となります）
- 2 差出有効期間 最長で2年となります
- 3 料金等の支払方法（支払い方法を○で囲んでください）
 - (1) 郵便物等配達の際、郵便切手又は現金で支払
 - (2) 郵便物等配達の際、料金計器別納
 - (3) 後納
 - ア 口座振替払（請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払）
 - イ 銀行振込（日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払）（※送金手数料は請求者負担）
 - ウ ゆうちょ銀行窓口払
- 4 料金受取人払に係る料金等の概算額
97000円（手数料込みの金額：普通郵便82円×1000通+手数料15円の計算）
- 5 料金受取人払の取扱いをする郵便物等の種類
第一種定形郵便 25g以内
- 6 料金受取人払の郵便物等を特殊取扱等とする場合のその種類
特殊取扱があれば記載（速達・簡易書留など）
- 7 料金受取人払制度利用の目的
利用目的を記載（アンケートなど）
- 8 封筒、郵便葉書又は用紙の配布方法
通常配達（区内特別などがあれば要相談）
- 9 郵便私書箱の使用場所
なし（私書箱を利用していたら料金が安くなるので必ず記載してください）
- 10 担保の軽減又は免除（以下の条件に該当する場合は記載）
次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。
なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

(1) 現に後納の承認を受けていない場合

区別	事由	申出
担保免除	ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	

(2) 現に後納の承認を受けている場合

区別	事由	申出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払って	

	いること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

11 連絡先

- (1) 連絡部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号

備 考

- 1 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 料金等の支払方法欄には、希望の番号等に○印を付けていただきます。
- 3 料金受取人払に係る料金等の概算額欄には、料金受取人払の承認に係る数量のもの全部が料金受取人払とする郵便物等として差し出されたものとしたときの郵便物等の料金等及び特殊取扱等の料金並びに手数料の合計額を記入していただきます。
- 4 郵便私書箱の使用場所欄には、受け取るべき郵便物等のあて名に郵便私書箱番号を肩書する場合にその郵便私書箱が設置されている事業所名を記入していただきます。
- 5 担保の軽減又は免除欄には、料金等の支払方法を後納とする場合であって、担保の軽減又は免除を申し出るときに限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。
- 6 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 7 請求の際は、その請求に係る封筒、郵便葉書又は受取人においてあらかじめ印刷した見本で、内国郵便約款別記7に規定する例にならって作成したもの（承認番号の表示を除きます。）を併せて提出していただきます。
- 8 料金等の支払方法を後納とする場合は、この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。
- 9 支払うべき料金等（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。